

#### 第4回会議録（要旨）

< 日 時 > 平成18年6月23日(金) 午後2時～4時  
< 場 所 > 柏原市立国分図書館

#### < 出席者 >

阪本豊子（柏原市ボランティア連絡会会長）、瀬能邦子（NPO 団体代表）、豊田陽夫（市社会福祉協議会会長）、森本周代（市民公募）、西上康雄（市民委員）、柳井勉（関西福祉科学大学教授）、宮本知幸（市職員）、横山敏司（市職員）

#### （委員長）

それでは只今から第4回パートナーシップ条例（案）策定委員会の方をはじめさせていただきます。まず、前回の検討項目として議論いただきました、市民参加の手続きほかについて、事務局の方でまとめていただいておりますので、説明を受けたいと思います。あわせて、前回の会議で質問のありました「これまでの大規模施設建設計画時における住民参画の方法等」を続けて説明願います。

#### （事務局）

1. 事務局より前回議論いただきました条項まとめ（案）について、説明
2. これまでの大規模施設建設計画時における住民参画の方法として、柏原市立国分図書館建設計画の場合を例として説明

#### （委員長）

有難うございました。前回の議論をもとに事務局でまとめていただいた条項まとめ（案）について説明を頂きました。あらかじめ私と副委員長の方で少し加筆・修正は行っておりますが、意見の一致しないところもありましたので、ここで皆さんからのご意見を受けたいと思います。また、条例（案）に盛り込む内容は、本日の検討項目ではほぼ網羅されると思いますので、本日ご議論をいただきました後、来月開催の委員会では、全体を通して見ていきたいと思っております。その上で中間報告をしていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

#### （副委員長）

このまとめ（案）については、事前に委員長と意見調整を行いましたので、ほぼこれでいいとは思いますが、第5条にあります「障碍」という言葉について、ここで入れる必要がある言葉なのか、ほかの表現方法は無いのかと思っております。

#### （委員長）

関西福祉科学大学では通常この「障碍」という字を使っておりますが、こちらの市でいつも使われているやさしい表現方法で表していただいたら結構かと思っております。

#### （委員）

この文字について言えば、この文字は現在法令では使われていません。しかし、「障害」

という言葉は最近ナイーブな問題を含んでおり、障害を持っている方を差別していないという表現、社会的に不合理な差別をしないという表現にすればいいのではないかと思います。

(委員)

第5条の「障害の有無」という文言自体がいらないと思います。

(委員)

年齢、性別などによる差別はしないということを明確にすればいい。

(委員長)

それでは、ご意見がありましたように、ここの部分は社会的に不合理な差別をしないというような文言で整理をお願いします。

(副委員長)

第7節の市民参加推進審議会等について、あえてこの条例(案)に盛り込まなくてもいいと思います。

(委員長)

今、ご意見がありましたのは、第7節の推進審議会が第2節の審議会等手続きと重複するのではないかとということです。私は住民参加の手続きが将来にわたって保障されるということが何よりも大切であると考えますので、そのようなことがそこで示されておればいいと思います。

(委員)

確かに重なる部分があると思いますので、私は委員会を設置することを謳っている第19条のみを条例にとどめ、第20条、第21条はいらないと思います。必要であれば規則等で別に定めればいい。また、第10条の意見提出手続きと第13条の公聴会の手続きについて、市側の手続きのみが強調されているように感じるので、「審議会を設置して欲しい」とか「意見を聞いて欲しい」など、市民側からの働きかけの方法や手続きの仕方が明記されていないのではないのでしょうか。こういう場合には市民の意見を聞かなければならないというような文言が必要だと思います。

(委員)

このまとめ(案)では、市と市民が双方向の形になっていない、市民側の権利が確保されていないようですね。

(委員)

それと、第12条の意見の提出方法等について、もう少し簡潔にしてはどうですか、郵送、ファックス、メールその他による送付でいいのではないですか。

(委員)

記録できる方法ということを明記すればいいですね。

(委員長)

推進審議会につきましては、その必要性を考慮し、何らかの形でこの条例（案）に明記していけばと思います。また、市民の側からのアプローチ方法等については、第 18 条の内容とあわせて検討してみます。他に何かございますか。

(委員)

この条項まとめ（案）の中に、市民投票という文言が入っていないのはなぜですか。もう一つ、「協働」という言葉も少なく、その部分が抜けているように思うのですがどうですか。

(委員長)

市民協働については、第 2 回会議で議論致しましたので、第 1 条の目的、第 2 条の定義、第 3 条の基本理念に盛り込まれていますし、次回会議の議題となる条例（案）全体を通じた点検作業の中で確認していけるとと思います。また、住民投票についてですが、多くは自治条例などの市の基本的な条例に盛り込まれているものであり、ここでは市民参加や市民協働のあり方にとどめ、その手続きを保障することが大切であると考えています。

(委員)

第 10 条に、市は政策等の策定に際し、市民の意見を反映させるため、市民からの意見を受ける手続きを明確にしているの、そこに含まれるものと解釈するのか、または改めて明記するのかを考えればいいと思います。

(委員長)

私は、住民投票という重い課題については、議会に左右されるものであり、議会との兼ね合いもあるのでここでは取り扱わないものと考えています。すでに市民が議員を選ぶ権利を平等に持っており、また、議会制民主主義では議会に議決権があるので、住民投票の結果の重みというものも議会によるところが大きくなっています。

(委員)

住民が参加する権利を保障することが大切であると言っておられますが、今まで保障されていなかったのですかね。だとしたらそれが一番大きな問題ですね。これまで市民が市の施策に参加できなかったというようなことが、この条例が議決されればなくなるのでしょうか。なくなるような条例にしていけないといけません。また、今、市は大変な財政難であり、市民と一緒に、あんまりお金を使わなくてもやっていける方法を考えましようよ、ということになって、市民の知恵をリアルタイムに反映させる方法を考えようということです。住民投票というと重く感じますが、もっと市民の意見や提案を聞いて、取り入れるべきは取り入れていけばいいのであって、うまく市の施策など

に反映していければいいと思います。

(委員長)

おっしゃる通りです。私もこの第10条あたりの運用がうまくいけばと考えますし、それを監視する意味でも第19条を入れていくということが大切であり、市民と市が一緒になってやっていくのだということを意見表明するということになると考えます。

(委員)

委員会でも審議会でもいいのですが、その機能が大事であると思います。その意見が十分反映されるとか、独自で動き出せるような機能が必要ではないでしょうか。あわせて一定の権限を与えなければ意味がないと思います。

(委員長)

おっしゃる通りで、市民の権利や役割、市の責務など、そのあたりの議論を本日の検討課題で整理していければと思っています。

(委員)

意見が出せる、その経過が明確にされる、なおかつ公聴会が開かれる、どんな意見が出たかを公表する、それに対しどう対応したかを公表する、そういう流れができれば、当然のことながら市議会を動かすことになると思うので、あえて市民投票という文言は省いてもいいのではないのでしょうか。

(委員)

このまとめ(案)は市民と市が双方向のものになっていない。市の有利性を色濃くしているようにみえます。もう少し市民の立場に立ったものにして欲しい。

(委員)

ですから、この条例(案)に、市民はどうしたら意見を言えるのか、公聴会はどうしたら開くことができるのかということについて、明記する必要があるのではないかと。

(委員)

市に対して、市民から「意見を聞いてください」、「公聴会を開いてください」というようなお願いするような形であってはいけないと思います。

(副委員長)

このまとめ(案)をもう少し整理して、市民の誰でもが市との協働に参加できるようなものにしましょう。

(委員長)

それでは、できるだけ協働という言葉を入れつつ、第10条から第13条あたりをもう一度文言をプラスして考えていくことにします。市民の意見が率直に反映され、

市の行政や議会を動かすようなことが市民と市の協働で進められるということを知りやすく表現していきます。また、特に住民投票という言葉は条例（案）の全体を見直していただくときに改めてご意見をいただくということで進めさせていただきます。

（委員）

事務局へのお願いですが、今日の議論を踏まえて全体のまとめ（案）ができましたら、ツリー形式で結構ですので、この条例（案）によって、どこがどのように変わったのかを比較できるようにしていただきたい。市と市民の関係について、今まではこうだったのがこれからはこうなるのですよ、ということが誰にでも分かるようにしてほしい。

（委員長）

それでは、本日、委員の皆様にお願い致しました検討項目（市民の権利、市民の責務、市の責務、情報の共有、知る権利等）について、それぞれの方からご意見をいただきたいと思います。それでは、副委員長から順番にお願いします。

（副委員長）

この条例は、市民の知る権利を明確にし、市の説明責任とともに市民が市の施策の企画立案からその過程に至る情報を得て、建設的かつ具体的な提案を行うこと、市民の誰もが自主的に参加でき、機会の平等が保障されなければならない。

市の責務として、市民と行政は各々の役割を事前に共有し合うことが市民参加条例の一步であるという観点に立って、基本理念に基づいたまちづくりに関する施策に市民の意思を十分に反映するようにするとともに、施策の実施に当たっては、市民の請託に応えるためにも、条例の理念を実現するためにも、公正にして誠実に市政の執行に当たる必要があり、個人情報の保護にも十分な配慮をしながら進めなければならない。

また、市からの情報提供も必要であるが常に自ら「自分のまちづくりに参画しよう」「良いまちづくりを推進しよう」という観点から広報誌等に興味を持ち、地域に参加することが大切であると思います。

（委員）

市民の権利について、市民に公正かつ平等に参加する機会が与えられなければならないということであり、外国人や障害のある方はもちろんですが、場合によっては青少年や子どもが参加できるようにしたい。

市民の責務としては、市政に積極的に参加すること、自覚と責任を持って協働及び市民相互の協働に努めなければならない。市の責務としては、市民活動支援センターの設置や NPO へのサポートを行うこと、さらにプロセス段階から参加できるような環境整備を行うこと、市民参加の進捗状況を把握し、随時見直していくことを盛り込まなければならない。

また、自治体のすべての基本は情報公開であり、個人情報の保護とともに、行政は 100%の透明性と徹底的な情報公開を実行しなければならない。

（委員）

市民の権利や責務については、憲法 13 条に、個人として尊重されること、公共の福祉に反しない幸福追求権の保障のもとに、生き方を自分で決める権利があり、この理念により、日々生存・生活する地域の行政活動に参加する権利があります。また、この権利が正しく行使され、日常生活の安全や安定が維持されるためには、市民としての努力を重ねなければなりません。さらに、「みんなとは違う個人」を尊重することにより、時にそれぞれにとってマイナス面が生じることもありますが、地域みんなで分かち合う覚悟も必要です。

市の責務というのは、市民の意思・意見を積極的に取り入れ、それを反映させた市政の運営を行い、その結果について責任を持つということ、市民の公益活動へのバックアップ体制の充実、市の職員の意識改革ではないでしょうか。

また、情報の共有・提供については、時期と時機を失しないこと、よりきめ細かな方法・手段を考えて欲しい。情報の流しっぱなしに終わらず、モニタリング制度の導入などにより受け手側の環境把握に努めることが必要ではないでしょうか。

(委員長)

今、お話のありましたモニタリング制度についてですが、市の広報等のモニタリングなどはどのように行われていますか。

(委員)

定期的なアンケートやモニター制度というのは、現在行っておりませんが、市民からの意見等については、いつでもどんなことでも受け付けましょうという体制をとっております。

(委員)

情報の受け手についてですが、特にハンディキャップのある方が十分な情報を得ているのか疑問ですし、個人情報保護法が壁になっているのも現実です。個人情報が手に入らないので十分なボランティア活動ができないこともあります。

(事務局)

「広報誌の朗読テープ」の希望者募集については、時々、広報誌を通して呼びかけていますが、家族の方にもなかなか見ってもらっていないのではないかと。また、団体等に入っておられない方も多く、すべてに周知することが難しい状況です。まさしく情報提供のあり方なのですが、個人情報保護法により逆の問題を生じていることも事実です。

(委員)

このパートナーシップ条例とは、市民が今ある立場での参加、参画、協働ということを実現する仕組みではないでしょうか。なぜ今、市と市民との協働のまちづくりが必要なのか。全国的にみても構造的赤字体質や少子高齢化に伴う社会保障負担増などの理由により、これまでの行政依存体質から脱却し、市民が受益者負担について見直しが必要な時期にきています。市民は原則的に自分たちのことは自分たちで考えるべきであり、そのためには市民によるリアルタイムな行財政評価、監視システムの構築など、無駄を

見直すことをしないとイケない。もう一つは、市民パワー活用による協働型サービス事業の推進により、市民が自分のことを自分で行き、市政に参加できる場を確立しなければならない。

こうしたことを念頭におき、市民の権利と責任をみると、市民は、行政のすべての事業の妥当性について計画段階から実施、運用段階まで評価、監視する権利を有し、積極的に事業に参画し協働する事業の責任を負う。

行政の責任は、事業機会の提供、予算措置、事業の育成と事業者の監視責任をもち、事業提案、運営、事業責任について市民代表による事業評価委員会と協力し、事業化の可否を審査決定する。

また、情報の提供、情報の公開については、

- ・ 行政は事業の目的や妥当性について、計画段階から実施、運用段階に至るまで広報誌、ホームページなどあらゆるメディアを通して情報を提供、公開しなければならない。
- ・ 行政は事業メニューを創造し、市民が容易に参加できるレベルの情報に加工し、提供しなければならない。
- ・ 事業化の妥当性や効果についても公開し、市民の評価を受けなければならない。
- ・ 事業立ち上げ後も、その進捗状況や効果について、情報を公開し、継続の是非について評価される必要がある。

以上です。

(委員)

市民の権利ですが、市民は政策の形成から実施、評価に至る過程に参加、参画する権利を有することを明示して欲しい。

市の責務としては、市政がよく見える努力をすること、市が十分に説明することを踏まえて市民の意思を反映させ、市民参加、参画、協働を図るために、市は様々な機会をつくり、市民に提供し、市政への参加を促し、市民や団体が活動しやすい状況を作らなければならない。市側が有利になってはいけない。

情報の提供については、市民に対して、利害の別なく、市側に不利なことであっても、積極的に情報の提供、公開を行うことで、透明性が高まり、相互の信頼が構築できると思います。国レベルでは、公聴会などで情報の公開がどんどん進められていますので、見習いたい。

また、全体の文面をもっと分かりやすい言葉で表現してはどうですか。検討してください。

(委員)

一言で言うと、「参加できる」ということが市民の権利であり、義務であるのではない。つまり「参加できる」「意見が言える」ということには、当然ながら責任がついてくるものであり、参加して意見を述べたのであれば、その意見に責任を持たないといけない。少なくとも共有の目的をもって、市民（個人、団体等）と市は、「相互理解を深めながら、対等の関係で連携、協力」する権利と責務を持っている、それが市民の権利と責務である。ケースによっては、子どもにも権利と責務を認めなければならない。

市（行政）の責務としては、こうした市民の権利を受けて、技術論として問題はある

が、できる限りすべての市民等に行き渡るように情報を発信する責務、公の意見を聞く責務、市民活動の自主性や自立性を尊重する責務、合意に至る過程を尊重する責務、市民意見や要望等を施策に反映させる責務などの項目が想定されます。

情報提供については、広報誌、公式ホームページ等による広報活動を積極的に行い、個人情報保護法等でおのずと制限はありますが、市民が参加できる仕組みの整備を行っていかねばならない。

(委員)

市民の権利・義務について、住民の総意が行政運営に反映されるように意見を述べることは、市民の当然の権利であり、決定された事項については従う義務がある。

市の責務とは、市民が行政運営に対して意見が述べられるようにするため、その材料となる市の情報(材料)を積極的に公開しなくてはならない。

情報の公開・提供については、「柏原市情報公開条例」により、情報公開の請求があれば、行政が保有している行政文書は個人情報を除いて開示しなければならない旨の規定がある。たとえ開示の請求がなくても、有用な情報は積極的に提供していくのが市の責務であると考えます。

(委員長)

有難うございました。今、たとえば一般的に市の予算書というのは、議会で提出された資料(材料)をみましても、本当に分かりにくくなっています。市民の側は、お金がどんなことに、どう使われているのかを知りたいと思っているだけなのです。柏原市の方ではどのようにされていますか。

(委員)

柏原市でも4月号、5月号の広報誌やホームページにできるだけ分かりやすく掲載するよう努力をしています。特に今年からですが、そういうことには力を入れています。しかし、膨大な量なので工夫しているのですが、残念ながら限界があります。

(委員長)

そうですか、有難うございます。

それでは最後に私のほうから申し上げます。権利があるなら義務が生じるのは当然でありまして、そのことを念頭に入れて考えております。

市民の権利について、

- ・ 市民は、まちづくり活動に参加する権利を平等に有し、自主性及び自立性が尊重されてまちづくり活動に取り組み、市の実施機関と協働して企画の段階から参加する。
- ・ 市民のまちづくり活動への参加または不参加は個人の意思によって決められるもので、この理由によって差別的な扱いを受けることがあってはならない。

市民の責務としては、市民は、まちづくり活動に積極的に取り組む主体であり、総合的かつ人権擁護の視点に立ち、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

市長の責務としては、



- ・ 市長は、市民がまちづくり活動の重要な担い手であることを認識し、市民参加の案件を市議会と協力しながら市民に広報し、企画、実施、評価の各段階において、公正かつ誠実に推進するように努めなければならない。
- ・ 市長はまちづくり活動を行う市民団体の代表を通じて提言された課題について、速やかにこの条例による審議会に諮り、その諾否を決定し、必要に応じて委員会を組織しなければならない。

知る権利について、

- ・ 市民の市民によるまちづくり活動は、市民共有の情報として正確かつ適正に収集され、市の実施機関が行う広報媒体を通じて公開されなければならない。
- ・ 市民のまちづくり活動の公開にあたっては、個人情報の保護を遵守し、個人の権利及び利益が侵害されることのないように努めなければならない。

以上、おおよそ意見が一致しているものと思いますが、みなさんから何か今日の項目に限って付け加えることがあれば、どうぞ。

(副委員長)

本日出されました各委員さんからのご意見を聞いておりますと、大体似通っているようですので、事務局の方で条例(案)としてまとめていただきましたら、ある程度の形になるのではないかと思います。それと、苦情の扱いについて、どうすべきかを決めておいたらどうでしょうか。

(事務局)

第6条(意見などの取扱い)、第10条(意見提出手続きの実施)、第18条(意見・提言等への対応)などの項目がありますので、その中で、苦情等についても速やかに対応していけるのではないですか。

(委員長)

問題はフィードバックであって、それがどんな形で行われるのか、それが大事なことだと思います。そのあたりを考えながら、まとめて頂ければと思います。

これまで3回に分けて論議をしてきましたが、今回は全体を通して流れをみて、修正を加えたいうえで、市長に中間報告を行い、それに対して広報誌等を通じて市民の皆さんからご意見をいただく、そういう段階に入っていきたいと思います。次回の委員会は、7月21日(金)午後2時から国分図書館で開催したいと思います。

(委員)

今回は、これまでの事業を参考にすることで、大きな箱もの事業と身近なことについて、シミュレーションをしてみたら分かりやすいのではないですか。

(委員長)

分かりました。シミュレーションをしてみることはいいことですので、大きな事業は市の方で用意していただいて、身近なことについては団体から出ておられる委員さんをお願いしてよろしいですか。それでは、本日の委員会はこれで終わらせていただきます。